

役員候補者選出に関する告示

平成29年12月15日

公益社団法人日本介護福祉士会
選挙管理委員会

正会員理事の全国選出理事立候補及びブロック選出理事立候補がありましたので以下のとおり告示します。

<全国選出理事について>

定数（8名以上14名以内）に対し12名の立候補があった。それぞれの立候補者について資格を審査した結果、12名のうち9名が立候補条件を満たしていることが確認された。要件を満たす立候補者が定数内であるため、役員（理事及び監事）選出規則第19条第1項により、9名を無投票当選とし全国選出理事予定者と決定した。

<ブロック選出理事について>

北海道・東北ブロック、関東・甲信越ブロック、東海・北陸ブロック、中国・四国ブロックについては、それぞれ1名の立候補があった。その全員について資格を審査した結果、立候補条件を満たしていることが確認された。この4ブロックについては、立候補者が定数内であったため、役員（理事及び監事）選出規則第19条第1項により、全員を無投票当選としブロック選出理事予定者と決定した。

また、近畿ブロックについては、立候補者が定数に満たなかったため、同条第2項により、選挙管理委員長が理事会に定数を補う候補者の推薦を依頼し、理事会において選考し推薦されたその候補者を投票によらないで当選とする。

さらに、九州ブロックについては、1名の定数に対し2名の立候補があった。それぞれの候補者について資格を審査した結果、全員が立候補条件を満たしていることが確認された。定数を超える立候補があったため、当該ブロックの代議員を選挙権者とした投票による選挙を実施します。

1 投票期間

1月9日（火）から1月17日（水）

1 投票方法

当該ブロックの代議員に選挙管理委員会から直接投票用紙を郵送し、投票用紙を投票用封筒に封入後、さらに返送用封筒に入れ選挙管理委員会宛て郵送（配達日指定郵便）により送付する。返送用封筒にのみ、選挙権者確認のため自筆での署名を要する。

※「配達日指定郵便」は郵便局窓口のみでの受け付けとなり、郵便ポストへ投函した場合、返送用封筒に印字してある「配達日指定」は無効となるので留意すること。また、「配達日指定郵便」以外の方法により返送された投票用紙は、その理由に関わらず全て無効とする。

※その他投票の詳細については投票要領によるものとする。

※前回の告示において選出時期を平成30年1月15日（月）としていましたが、投票期間を延長し、1月17日（水）としました。

1 選挙権者

公益社団法人日本介護福祉士会代議員であって九州ブロックに所属する者。ただし、告示日までに平成29年度の年会費を納入していない場合は選挙権者の資格を喪失する。

※補足

・ブロック選出理事選挙の開票は1月に選挙管理委員会により実施し、得票上位者1名を当選者とし理事予定者とします。開票結果は2月号ニュース及び本会ホームページを通じて公示します。

・ブロック選出理事選挙について、得票数の順位により当選者の決定ができない場合、選挙管理委員長の行うくじによって当選者を決定します。

・全国選出理事予定者およびブロック選出理事予定者は、来年5月に予定されている平成30年度定時総会において承認を受けた後、正式に理事に就任する予定になっています。

・正会員以外の理事予定者（8名以内）及び監事予定者は、役員（理事及び監事）選出規則第10条第1項に規定する役員推薦委員会により選出され、来年5月に予定されている平成30年度定時総会において承認を受けた後、正式に理事及び監事に就任する予定になっています。

・これらの理事予定者すべてが選出された後、定時総会までの間に、「役職者

の互選規程」に基づき全国選出理事予定者の中から正副会長等を選出していく予定になっています。

<全国選出理事立候補者（支部順・敬称略）>

氏名	所属支部名	現支部役職
小山田 米子	福島	会長
小池 昭雅	群馬	会長
宮崎 則男	新潟	会長
石田 修一	富山	副会長
須名 隆志	愛知	副会長
廣山 初江	広島	相談役
三井 早苗	香川	副会長
藤野 裕子	福岡	副会長
石本 淳也	熊本	会長

<ブロック選出理事立候補者（ブロック順・敬称略）>

ブロック名	氏名	所属支部名	現支部役職
北海道・東北	風晴 賢治	青森	会長
関東甲信越	白井 幸久	東京	会長
東海・北陸	中野 朋和	石川	副会長
近畿	立候補者なし		
中国・四国	河本 由美	山口	会長
九州	賀戸 麻里子	福岡	副会長
	三浦 晃史	大分	会長

《参考》役員（理事及び監事）選出規則（抜粋）

（役員推薦委員会）

第10条 外部理事及び監事を選出するために、役員選挙告示に併せて推薦委員会を設ける。

2 推薦委員会の委員長は会長とし正会員の中より若干名を委員に委嘱し推薦委員会を構成する。

（推薦委員会の業務）

第11条 推薦委員会は、次の業務を行う。

- （1）外部理事候補者及び監事候補者を選出し、名簿を作成する。
- （2）総会にて推薦する外部理事候補者及び監事候補者の名簿の提示と報告を行う。
- （3）その他、外部理事及び監事の推薦に必要な事項を行う。

（投票によらないで当選者を決定する場合）

第19条 候補者が定数を超えないときは、投票によらないでその候補者を当選者とする。

2 候補者が定数に満たないときは、選挙管理委員長は理事会に定数を補う候補者の推薦を依頼する。理事会において選考し推薦されたその候補者を投票によらないで当選者とする。